雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案要綱



厚生労働省発職 0 3 2 8 第 1 号 平成 2 6 年 3 月 2 8 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 就業促進定着手当の創設

日 額 額 就 七条に規定する賃金とみなして同条 日額を減じて得た額に、 いた日から引き続いて六月以上雇用されるもののうち、 安定した職業に就き、 (以下「みなし賃金日額」という。) (以下「算定基礎賃金日額」という。) を下回った者に対して、 再就職手当の支給を受けた者であって、 再就職後六箇月間 の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する が当該再就職手当に係る基本手当日 の雇用された期間のうち賃金の支払の基礎となった日数を乗 再就職後六箇月間に支払わ 同一の事業主の適用事業にその職業に 算定基礎賃金日額からみなし賃金 額 の算定基礎となっ れた賃金を法第十 た 賃 金

者証: 又は 就業促進定着手当の支給を受けようとする受給資格者は、 居所を管轄する公共職業安定所 並 び に再就職 後六箇月間 この賃金 の額及び就業日 (以下「管轄公共職業安定所という。」) 数を証明する書類を添えて、 就業促進定着手当支給申請書に、 の長に提出しなければな 当該受給資格 受給資格 者 \mathcal{O} 住 所

じて得た額を支給するものとすること。

らないものとすること。

第二 教育訓練給付金の改正

雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち、 中長期的なキャリア形

成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練 (以 下 「専門実践教育

訓練」という。)を受け、修了した場合及び専門実践教育訓練を受けている場合であって、その受講状

況が適切である旨が当該専門実践教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明されるときに、

教育訓

練給付金を支給するものとすること。

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の給付率は、一及び二に掲げる者の区分に応じて、当該一及

び二に定める給付率とするものとすること。

支給要件期間が十年 (教育訓練給付金の支給を受けたことがない者にあっては二年) 以上であって

専門実践教育訓練を受け、 修了した者 (当該専門実践教育訓練を受けている者を含み、二に掲げる者

を除く。) 百分の四十

支給要件期間が十年 (教育訓練給付金の支給を受けたことがない者にあっては二年) 以上であって

専門実践教育訓練を受け、 修了した者のうち、 当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、 かつ、

当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して一年以内に一般被保険者として雇用さ れた者(一年以内に雇用されることが困難な者として職業安定局長が定める者を含む。)又は雇用さ

れている者 百分の六十

三 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給上限額は、一及び二に掲げる者の区分に応じて、 当該

一及び二に定める額とするものとすること。

() 二の()に掲げる者 九十六万円(二の連続した支給単位期間 (専門実践教育訓練を受けてい

を当該専門実践教育訓練を開始した日から六箇月ごとに区分した場合における一の期間をいう。 第二

において同じ。)(支給単位期間が連続して二ないときは一の支給単位期間)に支給する額は三十二

万円を限度とする。)

二 二の二に掲げる者 百四十四万円 (二の連続した支給単位期間 (支給単位期間が連続して二ないと

きは一の支給単位期間) に支給する額は四十八万円を限度とする。)

兀 雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する

教育訓練 (専門実践教育訓練を除く。) に係る教育訓練給付金を受ける者については当該教育訓練を開

する日前十年内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、 始する日前三年内、 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金を受ける者については当該教育訓練を開始 教育訓練給付金は支給しない。

五 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続は次のようにするものとすること。

教育訓 練給付対象者であって、 専門実践教育訓 練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者

以 下 「専門実践教育訓練受講予定者」という。) は、 専門実践教育 訓 練 を開始する日の 筃 |月前 ま

力 でに、 の開発及び向上に関する事項についてキャリア・コンサルティングを踏まえて記載した書 教育 訓 練 給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票にキャリア・ コ ンサルタント 面 が 職 (当該 業 能

専門実践教育訓練受講予定者を雇用する事業主が受講を承認した場合は、 その旨を証明する書 類) 及

び本人であることを確認することができる書類等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出し、 管轄 公

共職業安定所の長は専門実践教育訓練受講予定者が 専門実践教育訓練に係る教育訓練給 付金 の支給を

受ける資格を有すると認 めたときは、 支給申請を行うべき期間 等を通 知するものとすること。

イ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロに定める支給申請手続

を行うものとすること。

(__)

教育訓:

練給付対象者は、

1 二の一に掲げる者 支給単位期間ごとの支給申請を行うべき期間内に、 教育訓練給付金支給申 請

書に受講証明書 (専門実践教育訓練を修了した場合にあっては、専門実践教育訓練修了証明書)、

支給単位期間において受講のために支払った費用の額を証明することができる書類並びに教育訓練

給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければ

ならないものとすること。

口 二の二に掲げる者 支給申請を行うべき期間内に、 教育訓練給付金支給申請書に受講のために支

払った費用の総額を証明することができる書類、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等したこ

との証明並びに教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証等を添えて管轄公共職業安定

所の長に提出しなければならないものとすること。

六 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金については、一及び二に掲げる者の区分に応じ、当該一及び

二に定める支給を行うものとすること。

() 二の() に掲げる者 管轄公共職業安定所の長は、 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を

決定した日の翌日から起算して七日以内に、支給単位期間について支給するものとすること。

二 二の二に掲げる者 決定した日の翌日から起算して七日以内に、 額を減じて得た額を基礎として、 額に係る教育訓練給付金の額から、 管轄公共職業安定所の長は、 厚生労働大臣が定める方法により算定して得た額を支給するものと 既に支給を受けた当該専門実践教育訓練に係る教育訓練 当該専門実践教育訓練の受講のために支払った費用の総 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給 給付 金

第三 教育訓練支援給付金の創設

教育訓練支援給付金の支給対象者は、 法附則第十一条の二第一項前段に規定する者であって、 第二の

二の一に掲げる者のうち、これまで教育訓練支援給付金の支給を受けたことがない者 (専門実践教育訓

練の修了が見込まれない者等を除く。)とすること。

教育訓 練支援給付金の受給資格の決定については、 次のようにするものとすること。

教育訓 無束援給付金の支給を受けようとする者 (以 下 「教育訓練支援給付金受給予定者」

後に一 は、 般被保険者でなくなった教育訓練支援給付金受給予定者については一般被保険者でなくなった 専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前 (以 下 「提出期限日」という。)まで (提 出 期 限 日

きは、 日 定所の長は、 離職票、 の翌日から一箇月経過する日まで) 当該教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日等を当該教育訓練支援給付金 本人であることを確認できる書類等を添えて管轄公共職業安定所に提出し、 教育訓練支援給付金受給予定者が教育訓練支援給付金を受ける資格を有すると認めたと に、 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確 管轄公共職業安 認

受給予定者に知らせるものとすること。

援給付金の額は、 日 に百分の五十を乗じて得た額に支給単位期間において失業の認定を受けた日数を乗じて得た額とする から二箇月ごとに区分した一の期間)ごとに支給するものとし、 教育訓練支援給付金は支給単位 賃金日額に百分の五十から百分の八十までの範囲で定める一定割合を乗じて得た額 期間 (専門実践教育訓練を開始した日又は受給資格の決定を受けた 一支給単位期間ごとの教育訓 源東

三 者が、 に、 教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定については、 教育訓練給付金受給資格者証を添えて提出しなければならないものとすること。 教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日に、 教育訓練支援給付金を受ける資格を有する 教育訓練支援給付金受講 証 明 書

第四 その

他

一 特定受給資格者の範囲の改正

本手当の特定受給資格者に係る法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由として、 賃

金の額を三で除して得た額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き二月以上又は離職 \mathcal{O} 日 0 属

間を超える時 間外労働が行われたこと等を規定するものとすること。

する月の前六月のうちいずれか三月以上となったこと、

離職

前六箇月のうちいずれかの

月にお

1

て百時

一 育児休業給付金の支給対象となる休業範囲の改正

育児休業給付金の支給単位期間において認められる就業の日数について、十日以下に限るものとする

ただし、 十日を超える場合にあっては、 公共職業安定所長が就業をしていると認める時間 が八十

時間以下である場合に限るものとすること。

三 常用就職支度手当に関する暫定措置の延長

常用 就職支度手当に関する暫定措置を平成二十九年三月三十一日まで延長するものとすること。

四 事務の委嘱に関する暫定措置の創設

基本手当に関する事務について、当分の間、 就職を希望する地域を管轄する公共職業安定所長であっ

て、 職業安定局長が定めるものが当該事務を行うことができるものとすること。

五 給付日数の延長に関する暫定措置に係る基準の改正

公共職業安定所長が就職 が困難な者であると認めるための法附則第五条第一項第一号の厚生労働省

令で定める基準について、 離職日に四十五歳未満である者にあっては、 離職又は転職を余儀なくされ

安定した職業に就いた経験が少ないこととするものとすること。

厚生労働大臣が雇用機会が不足していると認められる地域を指定するための法附則第五条第一項第

号ロの厚生労働省令で定める基準を、平成二十一年一月時点の全国の雇用情勢とするものとするこ

کے

六 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第五 附則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行するものとすること。ただし、第四の三及び五について

は公布の日、第四の四については平成二十六年七月一日、第二、第三及び第四の二については平成二十

六年十月一日から施行するものとすること。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとすること。